

八代市建築工事成績評定実施細則

（趣旨）

第1条 この細則は、八代市が発注する建築工事に係る八代市建設工事成績評定要領（平成17年8月1日行政管理部長専決。以下「評定要領」という。）に基づく評定（以下「評定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 評定の対象となる工事は、評定要領第2条に規定する建設工事のうち、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事並びに付帯工事（以下「建築工事等」という。）とする。

ただし、解体工事、設備機器の更新等のみを施工する工事については、成績評定の対象工事から除外することができる。

（評定者）

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

（1） 工事検査員

（2） 総括監督員（工事担当課係長以上の者をもって充てる。）

（3） 主任監督員（工事の担当者をもって充てる。）

2 課長は、人事配置上の理由により、前項第2号の総括監督員を選任することができない場合は、他の職にある者を総括監督員に選任することができる。

（評定の方法）

第4条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 一工事に複数の評定者となる工事検査員がいる場合は、当該工事検査員が協議の上、評定を行うものとする。

3 評定は、検査時点の状態を対象とし、従前の手直し等は考慮しない。また、検査の結果、手直しが生じた場合は、手直し前の状態を対象として評定する。

4 評定は、次に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

（1） 工事成績の採点 工事成績採点表（別記様式第1）

（2） 細目別評定点の算出 細目別評定点採点表（別記様式第2）

（3） 成績評定の結果の記録 工事成績評定表（別記様式第3）

5 評定に当たっては、別紙ー4施工プロセスのチェックリスト（建築版）を考慮するものとする。また、工事における工事特性、創意工夫、社会性等に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

（成績評定表等の添付）

第5条 主任監督員は、工事成績評定表、工事成績採点表及び細目別評定点採点表（以下「成績評定表等」という。）に必要事項を記入の上、工事検査の要請時に添付するものとする。

- 2 主任監督員は、工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（検査員用）を出来形部分・中間検査及び一部しゅん工検査の要請時に、工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（主任監督員、総括監督員及び検査員用）及び施工プロセスのチェックリスト並びに請負者が提出した工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況をしゅん工検査の要請時に添付するものとする。

附 則（平成23年3月31日総務部専決）

この細則は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に行われる工事検査について適用する。